

小平町職員給与のあらまし

小平町職員の給与は、従事する職務と責任に応じ、国や他の地方公共団体の職員あるいは民間企業の従事者の給与や生計費、その他の事情を考慮し、町議会の審議を経て条例により定められています。

また、定員（職員数）も町の財政規模や事務・事業量を考慮し、町議会の審議を経て条例で定められています。

■一般職員の給与

▶人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口(24年度末)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)	(参考)前年度の人件費率
24年度	3,529人	4,169,665千円	151,637千円	665,971千円	16.0%	16.5%

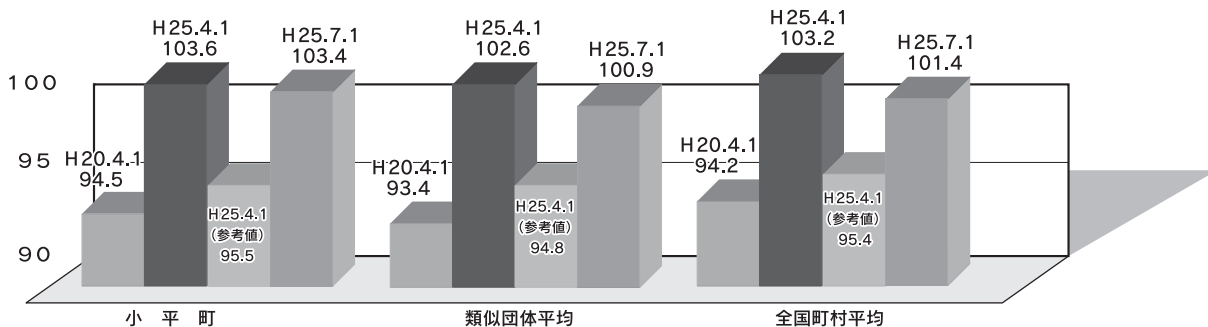
人件費とは、特別職、議員、各種職員、一般職員に支給する給料、報酬、各種手当のほか退職手当、共済費等の使用者負担経費が含まれます。

▶職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数(A)	給与費				一人当たり給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
24年度	76人	282,963千円	67,880千円	95,812千円	446,655千円	5,877千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は平成24年4月1日現在の人数です。

▶ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値です。

■職員の平均給与月額、初任給等の状況

▶職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成25年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
小平町	44.2歳	325,663円	367,780円
			368,698円
国	43.1歳	307,220円 (332,446円)	307,220円 (405,463円)
類似団体	41.9歳	306,972円	345,188円
			336,473円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当を合計したものです。このうち、上段はこれらすべての諸手当込のものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
3 【国】欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額」の（ ）内は、給与改定・臨時特例法による措置がないとした場合の減額前の値です。